

明治期における主要統計資料の特徴

渡辺理絵*・村山祐司

- I はじめに
- II 陸軍省により編纂された主な統計
 - 1. 共武政表
 - 2. 徴発物件一覧表
 - 3. 陸軍徴発物件表要覧
 - 4. 徴兵統計
- III 内務省主導による統計－「府県統計書」について－
- IV 農商務省主導による統計－「府県勸業年報」について－
- V むすびにかえて

I はじめに

かつて、黒崎千晴（1989）は、社会経済的諸事象について日本全国を対象とした共時的把握は、明治期になって初めて可能になると指摘した。この主張の背景には、全国規模で、かつある程度の統一基準によって作成された近代統計の存在が大きい。黒崎や末尾（1962, 1987）などに代表される地理学的研究は、明治前期を伝統的社会（＝近世）と近代化との結合という視点から見つめ、各種の近代統計を中心資料として、輸送、工業、医療、人口、利水、人口の都市集中などといった諸観点から日本の共時的把握を試みたものと集約されよう。得られた知見は、日本の近代化が中心から地方へ、あるいは経時的变化によってなし得たという単純かつ単線的な理解を否定するものであり、とくに日清・日露戦争は無視できない影響側面を有していたことを証明するものであった。

明治期の統計資料は、人口から農産物の生産量まで広範な項目から構成され、時空間的な連続性と採録項目の網羅性を持つ統計群として位置づけられる。これらは、従来さまざまな分野で史料吟味を繰り返しながら利用され、復刻刊行されたものも少なくない。

利用にあたって大きな役割を果たしてきたのが、一橋大学経済研究所の日本経済統計文献センター（現：社会科学統計情報研究センター）である。昭和39年4月に人文社会科学分野の全国共同利用施設として設置された同センターは、同45年に経済研究所の研究体制制度検討委員会で、データバンク機能の強化等が求められてきた。そこで同センターは、まず、各地の大学等公共機関に所蔵の各種資料を調査し、マイクロ・フィルムで蒐集を始めた。次に多種多様な明治期の統計資料および単年次分の集計資料について、著者（作成機関）別に索引を作り、所蔵元や収録年次、現存状況などを整理し、目録を公開した（一橋大学経済研究所編1977, 1978, 1981, 1987）。こうした基礎的作業によって、近代統計

* 筑波大学空間情報科学分野，行政界変遷データベース研究会

の全貌が明らかにされた。

さらに近年では国立国会図書館近代デジタルライブラリーや徳島県統計情報ライブラリのように近代統計の web 公開も進められ、統計書の閲覧・利用は以前と比べて格段に容易になっている。

一方で、近年まで残されていた問題もあった。これら近代統計を適合させる地図についてである。渡邊ほか（2008）によれば、市町村合併が盛んであった明治期には、統計の集計単位の範囲も頻繁に変更されたため、年次間の比較を試みようとするれば、行政界変遷の作業に多大な労力が割かれるという。

既往の研究成果により、明治初期の社会経済的な諸現象が地域的展開を示しているという共通理解が得られた昨今、近代統計を反映させる行政界データの開発は諸方面から待望されていたと言っても過言ではない。「歴史地域統計データ」の開発は、こうした状況下において画期的であった。

「歴史地域統計データ」は、筑波大学大学院生命環境科学研究科空間情報科学分野の作成したシステムで、明治期以降の行政界データと統計データとを所収するデータ群の総称およびそれらのデータをインターネット上に公開する HP を指す（村山 1996, 1997; 村山・渡邊 2007; 渡邊・村山・藤田 2008）。統計データを当該時の行政界の上に共時的に表示できる新出のシステムである。とくに、行政界データは 4 種類 213 点を含め、1889 年から 2006 年まで対応している（上江洲・村山・尾野 2006）。このシステムの詳細については、渡邊ほか（2008）などに詳しい。近年、この開発によって、明治期における日本の人口分布や地域構造に関する新たな研究が進められ、この種の研究は次段階へ進みつつある（藤田・村山・森本・山下・渡邊 2005; 渡邊・村山・森本・山下・藤田 2007 など）。

「歴史地域統計データ」には、近代統計として 8 群 39 点の統計資料がおさめられている。その中でも「共武政表」や「徴発物件一覧表」、「府県統計書」などは、地理学や経済史学、人口学など諸方面で多用されてきた統計資料である。それだけに、各統計資料の作成過程や記載内容についても詳細な史料吟味が行われている。背景には、近代統計の利用が決して容易ではないという事情が大きい。利用者には各統計固有の特徴を十分に咀嚼することが求められる。

そこで本稿では利用にあたって十分な理解が求められる明治期の主要な統計の中から「歴史地域統計データ」収録の統計資料および既往の地理学的研究において多用されてきたそれらについて、その性格と概要および利用する際の注意点について記すこととしたい。具体的には作成機関別に、陸軍省・内務省・農商務省より刊行された各種統計をとりあげる。本稿は、近代統計と「歴史地域統計データ」が諸分野において適切に利用され、さらなる研究の深化を遂げるための基礎作業としての側面を持つ。

II 陸軍省により編纂された主な統計

明治初期、欧米列強の軍事力を痛感した明治政府は、自国の国力を把握し、有事に際し

徴発できる物資等の詳細な情報を求めた。例えば軍事輸送に必要な輸送手段や要員、資材、施設などである。

初めて集計された明治 8 年分が第 1 回の『共武政表』である。第 4 回まで刊行され、明治 15 年には徴兵令の施行によって『徴発物件一覧表』と改称し刊行された。『徴発物件一覧表』は明治 17～24、26 年まで継続刊行され、明治 30 年には『第一～十二師管徴発物件表』と改題し、その後明治 34、36、38、40 年と続いた。また、明治 34 年からは簡略版の『陸軍徴発物件要覧』が刊行され、その後隔年で明治 36、38、40、42、44 年と刊行された。ただし、42、44 年は『徴発物件一覧表』はなく、『要覧』のみの刊行となっている。大正時代に入ると「徴発陸軍条例」が施行されたが、明治期のような書冊体での刊行物は公開されなくなった。

これらの統計は先述のとおり、国力の把握と軍事目的のために作成されたもので、後述の「府県統計書」「府県勸業年報」に記載のない項目も多い。さらに、明治 22 年の市町村大合併までは旧村の、またそれ以降であっても調査年度によっては旧村名である大字にまで細分化されて記載されている。ただし記述方法も軍管区(師団管区)別である。以下、それぞれの統計書の特徴をみていきたい。

1. 共武政表

共武政表は、陸軍省参謀本部が徴発用台帳として編纂した軍事統計である。初めて集計された明治 8 年分は、明治 5～8 年にかけて陸軍省通達により府県ごとに提出されたものであるが、最初の試みであったためか資料の作成や提出に関して、各県から様々な問い合わせや提出期限の延長を求める上申が殺到している。たとえば、茨城県では明治 10 年 12 月に陸軍卿宛に「本県人口及別物産等、毎年末其増減詳細取調可差出旨、御達相成候処、昨年末之義ハ、管下人民暴動有之ヨリ、当春末事務繁劇ニ涉リ、右取調方遷延尚引續擔任之属官轉免等モ有之（読点、筆者付加）」(アジア歴史資料センター「茨城より共武政行表中掲載の件取調方の義上申」レファレンスコード C04027142100) ため、今年度分と翌年度分を一括して提出したいという。茨城県では明治 9 年頃から、地租改正反対一揆が繰り返してきていた。こうした政情の中で上記のとおり、資料の作成・提出には混乱が多かった。第 1 回は、明治 8 年に発行され、人口千人以上の郡別邑里の戸口、物産を主として調査された。明治 11 年に陸軍省参謀局から参謀本部になり、「凡ソ軍事ニ供スヘキ者ハ悉皆記載ス」とされ、調査項目が増加したうえで第 2 回の共武政表が発行された。第 2 回の共武政表は明治 12 年のデータではあるが、翌年 1 月に訂正補遺がなされている。明治 13 年には第 3 回、翌々年には第 4 回の共武政表が刊行され、その様式も統一された。共武政表は第 5 回まで刊行されたようであるが、梅村又次ほか(1983)によれば第 5 回は刊行されたか定かではないという。共武政表は人口百人以上輻輳地別と郡区(市)別に分けられている。輻輳地とは、郡内の人口 100 人以上が集住する集落を意味する。このため、北海道など、人口 100 人以上の集落がない郡では、輻輳地別のデータが記載されていない。また、北海

道札幌郡や宮城県柴田郡のように、合計すると輻輳地別人口の方が郡別人口より多くなる郡もみられる。一方で、富山県礪波郡のように、郡別の数値が記載されていない例もある。

項目には、戸数・人口・産物・牛馬・人力車・船舶・水車・寺院・学校・屠場などと幅広い。「歴史地域統計データ」では、「第4回共武政表(明治14年1月1日調)」のデータが利用可能である。表1はその概要である。

調査年	明治13年分(明治14年1月1日調)
調査地域	沖縄琉球国, 伊豆半島, 小笠原島, 鹿児島県内の2郡, 千島の2郡を除く5畿8道
調査項目	①人口百人以上の輻輳地別 戸数, 人口(男・女), 官廩, 寺院, 学校, 屠場, 水車, 牛(牡・牝), 馬(牡・牝), 車輛(人力車・荷車・牛車・馬車), 日本形船舶(100石以上・未滿), 西洋形汽船(50馬力以上・未滿), 西洋形帆船(100トン以上・未滿)
	②郡区(市)別 戸数, 人口(男・女), 牛, 産牛, 馬, 産馬, 車両, 船舶, 郵便局

『共武政表』の備考には前年人口との比較に「人口の前年より増す事 48 万余員とす蓋し過多なるに似たり或は疑ふ各府県に於て寄留人口を本籍に合して調査したる者あるも測る可らず書して以て備考を竣つ」とある。戸籍簿において、寄留人口の規定が定まるのは明治19年である。このため、それ以前の人口統計については、自ずと寄留の届と集計時期のずれや調査の不統一があったと想定せざるをえない。

2. 徴発物件一覧表

図1 『共武政表』常陸国の部分

陸軍参謀局編『共武政表』陸軍文庫, 明治8年
国立国会図書館近代デジタルライブラリー: YDM45528

徴発物件一覧表は、明治 15 年に徴兵令ならびに徴発事務条例が制定されたのにもない、共武政表の名を改めて、「徴発物件表」・「徴発物件概覧表」要覧（明治 34・44）・「平均物価表」を収録した軍事統計として明治 17 年より刊行された。本統計は明治 17～24、26 年まで継続刊行され、明治 30 年には『第一～十二師管徴発物件表』と改題し、その後、明治 34、36、38、40 年と続いた。とりわけ、明治 24 年には詳細な統計が刊行された。ただし、明治 32 年の未発行や調査が断続的であるという特徴も見逃せない。明治 40 年まで発行は続いた。

「歴史地域統計データ」には、「明治 24 年徴発物件一覧表」、「明治 34 年徴発物件一覧表」、「明治 40 年徴発物件一覧表」の 3 点が収録されている。

徴発物件一覧表の戸口は、明治 23 年分から戸籍調査の現在戸数から家屋軒数に変更され、33 年 11 月の改正で再び現在戸数へと変更された。

職業別人口は、本業者のみとされ、見習者を含めないが、舟夫のみは兵士を除いた船舶（鯨漁小廻を含む）の操船者をすべて含めた。

官廨は役所の意味であり、徴発物件一覧表では府県郡等の役所に加え、郵便局、警察署、裁判所、電信分局等、民家を使用するものまで含めるとされている。

船舶は、日本形 50 石以上・鯨漁小廻に区分し、また各欄に「西」と併記して、西洋形帆船 20 ト以上・未満の数値が記されている。鯨漁小廻とは日本形 50 石未満の航行用と、倉庫船、水田耕作用船、水災予備用船、漁船を含む。明治 33 年の改正により、西洋形帆船 5 ト以上・日本形 50 石以上・小船のほか、漁船は朱書きで欄外に併記されるようになった。小船には西洋形帆船 5 ト未満と日本形 50 石未満、ならびにその他の航行用と漁船を除く非

表2 徴発物件一覧表の調査項目	
明治24年徴発物件一覧表(明治23年12月31日調)	
調査項目単位	調査項目
①大字別	家屋(戸数、総坪数・宿舍用坪数)、人口(男・女)、人夫、官廨、倉庫(棟数・坪数)、厩(棟数・繋留馬数)、寺院(軒数・総坪数・宿舍用坪数)、学校(軒数・坪数)、製造所(棟数・坪数)、水車場、病院(軒数・患者用坪数)、日本形船舶(50石以上・鯨漁小廻)、西洋形船舶(20ト以上・未満)
②郡区(市)別	医師、獣医、蹄鉄工、大工、船大工、石工、鍛工、車工、桶工、杣(そま)職、木挽職、鞆工、縫工
③町村(区)別	牛、馬匹〔乗馬:合格(牡・牝)・不合格(牡・牝)〕、駕馬〔合格(牡・牝)・不合格(牡・牝)〕、駄馬〔合格(牡・牝)・不合格(牡・牝)〕、車輜〔馬車(一頭曳・二頭曳)、荷馬車(一頭曳・二頭曳)〕、人力車、荷車、牛車、馬車並駄馬厩具(馬車曳具・駄鞍厩具共)、玄米、大麦、小麦、裸麦、塩、味噌、醤油、漬物、梅干、秣藷(まぐさ)、藁
明治34年徴発物件一覧表(明治33年12月調)	
調査項目単位	調査項目
①郡区(市)別	乗用馬車、荷馬車、牛車、荷車、人力車、櫓、牛、米、大麦、小麦、裸麦、もろこし
②町村(区)別	現住戸数、現住人口、医師、薬剤師、看護員、看護婦、獣医、蹄鉄工・大工・船大工・鍛冶職、車製造職、舟夫、病院(軒数)、伝染病院、学校(軒数)、神社(軒数)、寺院(軒数)、水車場、日本形船(50石以上・小船・漁用船)、西洋形帆船(5ト以上)
③記載の有無	郡役所、郵便電信局、郵便局、金庫、警察署、警察分署、その他
明治40年徴発物件一覧表(明治39年12月調)	
調査項目単位	調査項目
①郡区(市)別	乗用馬車、荷馬車、牛車、荷車、人力車、櫓、牛、米、大麦、小麦、裸麦、もろこし
②町村(区)別	現住戸数、現住人口、医師、薬剤師、看護員、看護婦、獣医、蹄鉄工・大工・船大工・鍛冶職、車製造職、舟夫、病院(軒数)、伝染病院、学校(軒数)、神社(軒数)、寺院(軒数)、水車場、日本形船(50石以上・小船・漁用船)、西洋形帆船(5ト以上)
③記載の有無	郡役所、郵便電信局、郵便局、金庫、警察署、警察分署、その他

あるとの指摘がされている。これは、現住人口についての調査の不備による重複計上と考えられる。陸軍省関係の統計における調査項目および数値の吟味については、梅村ほか（1983）に詳しい。

3. 陸軍徴発物件表要覧

陸軍徴発物件表要覧は、徴発物件一覧表より「其ノ要項ヲ摘録シテ通覽ニ便スルモノトス」と凡例にあるとおり、概要を示している。1901年（明治34）から刊行が始まり、その後、隔年で明治36、38、40、42、44年と続いた。（ただし、42、44年は「徴発物件一覧表」はなく、「陸軍徴発物件表要覧」のみの刊行となっている）。「連隊区別人口疎密比較」や「師管別衛生員及病院数比較」などの統計図（図2参照）や統計表が付されている。大正時代に入ると「徴発陸軍条例」が施行されたが、明治期のような書冊体での刊行物は公開されなくなった。

復刻刊行

以下は、雄松堂フィルム出版より復刻刊行されている各種統計である。

共武政表（第1～4回）陸軍参謀本部編 調査時点 明治8～13年

徴発物件一覧表 陸軍省総務局編 調査時点 明治16～30年

徴発物件表（第1～12師管）陸軍省大臣官房編 調査時点 明治34～40年

陸軍徴発物件表要覧 陸軍省総務局機密課編 調査時点 明治34～44年

4. 徴兵統計

徴兵統計は「徴兵令」に基づいて毎年実施される徴兵検査に関連して作成される業務統計であり、明治14年より始まり、『陸軍省年報』に掲載されている。初年度は、「明治14年徴兵調」によって1府27県より統計院へ報告された国別の徴兵調を合冊した体裁をなす。この統計の調査項目として特筆されるのは以下の3点の項目である。

第1に20歳以上の壮丁人口（＝徴兵検査を受ける義務のある満20歳の男子）について知り得る。この数値は、毎年、戸籍簿によって把握されるため、実質的にはその年の20歳以上の男子総人口を示すと考えてよい。次に、20歳以上の男子の中から徴兵を免れる者が調査される。興味深いことは、徴兵免除者の内訳がある程度、知りえることである。免除者の大部分は、家族主義温存のために免除項目に加えられた戸主や嫡子である。最終的には男子総人口から徴兵免除者の人数を引いた徴兵連名簿人員（＝徴兵検査を受ける人数）が算出される。

第2に、『陸軍省年報』にあわせて記されている国民軍人員表は、17歳から40歳までの男子人口の年齢別統計の体裁をとる。すなわち、毎年17歳から40歳までの年齢別男子総人口と言い換えることができる。

第3に、同じく『陸軍省年報』にある職業統計表は、徴兵者の職業別統計である。

陸軍省年報は、明治8年～明治19年、また、「陸軍省統計年報」は明治20（1887）年～昭和12（1937）年まで現存する。

こうした統計も、一般統計、人口・衛生統計との関連で利用できる統計の1つである。ただし、徴兵忌避のために、不正申告が少なからずあったとみられ、その数値には注意が必要である。これらの統計を利用した研究として永井 和（1985）などの分析例があげられる。

Ⅲ 内務省主導による統計－「府県統計書」について－

「府県統計書」は、明治17年の内務省達乙第36号「府県統計書様式」にもとづき、全国統一様式で毎年編纂・刊行された府県レベルの統計書である。収録データは人口・産業・文化など多岐にわたり、その単位地域は刊行時の市郡または町村単位で編纂されている。

また、現在、各都道府県から編纂・刊行されている「都道府県統計年鑑（統計書）」との連続性を有し、わが国を代表する長期統計といえる。

「府県統計書」作成の初期についてみれば、それらは2種類あり、1つは明治9年10月23日に大蔵省より発せられた達をもとにした「管内一覧概表」「何々県一覧表」「何々県治一覧表」と称する簡単な一枚刷りの統計表のもの、他方は、明治17年9月3日付の内務省達「府県統計書様式統一ニ関スル件」をもとに、全国統一様式により府県レベルで毎年編纂・刊行された集計されたものである。一般的には後者をもって「府県統計書」と呼んでいる。

2種類の「府県統計書」の存在により明治初期は、様式の統一を果たしていない。一例として表3に茨城県統計書の刊行状況を示した。明治7年の「茨城

和暦	西暦	統計書名	内容
明治7	1874	茨城県一覧表	
明治8	1875		
明治9	1876		
明治10	1877		
明治11	1878	茨城県治一覧表	
明治12	1879	刊行の記録確認できず	
明治13	1880	刊行の記録確認できず	
明治14	1881		
明治15	1882	茨城県統計表	第1回
明治16	1883	茨城県統計表	第2回
明治17	1884	茨城県統計表	第3回
明治18	1885		
明治19	1886	茨城県統計表	第4回
明治20	1887	茨城県統計表	第5回
明治21	1888	茨城県統計表	第6回
明治22	1889	茨城県統計表	第7回
明治23	1890	茨城県統計表	第8回
明治24	1891	茨城県統計表	第9回
明治25	1892	茨城県統計表	第10回
明治26	1893	茨城県統計表	第11回
明治27	1894	茨城県統計書	第12回
明治28	1895	茨城県統計書	第13回
明治29	1896	茨城県統計書	第14回
明治30	1897	茨城県統計書	第15回
明治31	1898	茨城県統計書	第16回
明治32	1899		
明治33	1900	茨城県統計書	第17回
明治34	1901	茨城県統計書	
明治35	1902	茨城県統計書1.2	1:土地・人口・その他 2:産業
明治36	1903	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治37	1904	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治38	1905	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治39	1906	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治40	1907	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治41	1908	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治42	1909	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治43	1910	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治44	1911	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治45	1912	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生

総理府統計局図書館編(1981)『総理府統計局図書館 都道府県統計書目録 昭和56年3月現在』総理府統計局図書館より作成。

表4 茨城県統計書の収録項目

土地	戸数及人口	農業	牧畜	山林	漁業	鑛業	工業及製造	土功	商業
地勢	郡ノ戸数及建物	農業	牛	官林ノ箇所及段別	漁浦	有鑛質借區現行ノ坑數	製作及製造品	道路ノ坪數及延長	著名港津輸出入物品ノ元價
本縣管轄地ノ沿革	嶋嶼ノ戸數	農業者	畜牛及屠斃牛	官林ノ本數	湖沼川漁戸及漁人一	有鑛質借區休業ノ坑數	工場	道路ノ新開及修繕坪數	著名港津輸出品
本縣ノ位置	郡ノ人員	耕地ノ作付及不作付面積	牛乳搾高	官林ノ伐木及損害	湖沼川漁戸及漁人二	有鑛質試掘ノ箇所	工場ノ製品及代價	道路ノ新開及修繕費	著名港津輸入物品
國郡ノ面積及廣衰	嶋嶼ノ現住人員	自作及小作地ノ段別	牛ノ相場	著名官林ノ段別及本	漁船	無鑛質借區現行ノ坑數	度量及製造	橋梁ノ個數及坪數	著名港津出入ノ船舶
地目別ノ面積	本籍人員ノ族籍	米收穫高及植付段別	馬	著名官林ノ伐木及損害	海産	無鑛質借區休業ノ坑數	酒類ノ製造	著名橋梁ノ長サ及幅	海運ノ賃錢
有無稅地及耕不耕作地ノ面積	本籍人員ノ年齢	米ノ播種及收穫時期	産馬及斃馬	民林ノ段別及山番人		無鑛質試掘ノ箇所		橋梁ノ新架架換及修繕費	商業諸會社
山嶽ノ景状	現住夫婦及結婚離婚	米ノ被害反別	馬市場ノ賣買頭數及金高	民林所有者ノ數及所有二依リテ分チタル段		無鑛質試掘採高		堤防ノ築造及修繕	卸賣商
原野ノ景状	現住結婚者ノ年齢一	大麦小麦稗稈麥ノ收穫高及播種段別	馬ノ相場	民林ノ伐木及損害		鹽田ノ段別營業人及工數		堤防ノ築造及修繕費	小賣商
河川ノ脈絡	現住結婚者ノ年齢二	粟麥稗ノ收穫高及播種段別	牧場	木材ノ相場		製鹽及價格		溜池及水路	雜商
池沼湖ノ周圍及面積	現住者ノ出產	蕎麥蜀麥大豆ノ收穫高及播種	牧畜ノ増減	銃獵人員		鑛泉ノ性質		修繕ノ溜池及水路	
嶋嶼ノ位置及周圍面積	現住者ノ死亡	小豆口豆豌豆ノ收穫高及播種	疫牛馬					溜池及水路修繕費	
寒暖	現住死亡者ノ年齢	藍菜種蘭ノ收穫高及播種段別	屠殺ノ牛豚					上水ノ樹樋管及井戸	
郡ノ區畫	出入寄留人員	甘藷蘆粟烟草ノ收穫高及播種						上水修繕ノ箇所坪數及費金	
裁判區畫	棄兒	甘藷馬鈴薯蘿蔔ノ收穫高及播種段別							
警察區畫	兵員	綿大麻芋麻ノ收穫高及播種段							
元標ヨリ各所ヘノ里程	徵兵人員	桑園							
田畑ノ段別及地價		養蚕家及繭絲ノ産額							
田畑地價ノ最高最低		茶園ノ段別							
宅地ノ段別及地價		製茶家及製茶ノ産額							
		他府縣ヘ輸送ノ種苗							
		他府縣ヨリ輸入ノ種苗一							
		同上ノ二							
		同上ノ三							
		同上ノ四							

貨幣ノ融通	賃金及物價	交通	貯蓄及保險	慈恵及褒賞	衛生	社寺	教育及圖書新聞紙	警察	監獄
公債證書ノ所有者及額面金高	市街職人及雇人ノ賃錢	街道ノ里程	備荒貯蓄物	救濟所	医師産婆及鍼灸	神社	就學ノ學齡及非學齡人員	警察署及警察官	監獄官
公債證書ノ種類	鄉村職人及雇人ノ賃錢	諸車	備荒備蓄金ノ出入	救濟所現在人員	病院ノ患者	寺院	就學人ノ年齡	盜難ニ罹リシ家屋船舶及人員	監獄ノ敷地及建物
公債證書賣買ノ額面金高	重ナル物産ノ相場	郵便	町村ノ貯蓄物	救濟所費金	徵毒受檢人員	神官及住職	小學校及教授者生徒	盜難ニ罹リシ財産ノ價格	在監人員
銀行	日用品ノ平均相場	郵送會社	驛遞貯金	國費救恤ノ人員	公私立病院患者ノ病		小學校教授者ノ類別	變死人員	監獄ノ出入人員
銀行ノ株主及株金		電信		國費救恤ノ米高及代金	公私立病院患者ノ男女		公立小學校教授者ノ年齡及勤務年限	變死人員ノ署別	在監人ノ死亡
銀行株金百圓ニ對スル純益		港灣ノ景狀		慈恵ノ義捐金及義損人員	傳染病及地方病ノ患者		小學校ノ卒業生徒	變死セントシテ死ニ至ラザリシ人	在監人ノ延人員及極數
銀行ノ預及貸附金		河川ノ舟路		義捐金ニテ救濟セラレシ人員及金員	種痘人員		中學及諸學校	變死セントシテ死ニ至ラサル人員ノ署別	在監人ノ賞
銀行ノ為換金		船舶		受賞者ノ成績	病死者ノ病症		中學及諸學校ノ教授者生徒	途上ニテ保護セラレシ人員	在監人ノ罰
銀行ノ諸手形		船舶ノ所有者及船數		受賞品ノ種類	病死者ノ年齡		公立小學校費ノ收入	火災ノ原由	監獄ノ經費
銀行類似會社		難破船			傳染病及地方病ノ病死者		公立小學校費ノ支出	火災ニ罹リシ家	
質屋ノ貸金					藥舖及賣藥		中學校及諸學校費ノ收入支出	火防組	
銀行及質屋ノ金利歩合							出版圖書	水災	
地所ノ賣買及券面金高							新聞紙及雜誌發行高	捕ニ就キシ犯罪人員	
地所書質入貸借及券面金高								違警罪處斷人員	
建物ノ賣買及書質入								附加刑監視人員	
								特別監視人員	
								政談演說	
								民有銃砲	
								銃砲彈藥ノ賣買	
								取締ニ關スル諸營業	
								貸坐敷	
								娼妓	
								引手茶屋	

『茨城縣統計書』(明治18・19年分)より作成

縣會及 町村會	縣及町村 歲入出	国稅	官吏及 文書
縣會ノ議員 及撰被撰 舉權ヲ有ス ル人員	国庫支出ノ 縣費	国稅	縣聽各課ノ 分科
縣會ノ常置 委員	地方稅收 入ノ豫算	国稅ノ郡別	縣官ノ分課 ノ一
縣會ノ開會 日數及議 事作數	地方稅收 入ノ決算	地租ノ類別	同上ノ二
縣會議員ノ 投票	地方稅收 入ノ郡別	酒稅ノ類別	縣官ノ現員 及任罷
町村會開 未開ノ町村 及議員	營業權種 及特別課 稅	国稅不納ノ 人員	郡町村吏
	地方稅ノ稅 率	国稅總納ノ 金員	勸業衛生 學務ニ關ス ル人員
	地方稅支 出ノ豫算		縣官ノ俸金
	地方稅支 出ノ決算		郡町村吏ノ 俸給
	地方稅支 出決算綱 目		勸業衛生 學務ニ關ス ル人員俸
	賦金ノ收入		收受ノ文書 ノ一
	賦金ノ支出		收受ノ文書 ノ二
	町村費ノ收 入		發送ノ文書 ノ一
	町村費收 入ノ郡別		發送ノ文書 ノ二
	町村費ノ支 出一		
	町村費支 出ノ郡別		
	水利土功 會決議ノ收 入ノ一		
	同上ノ二		
	同上ノ三		
	同上ノ四		
	水利土功 會決議支 出ノ一		
	同上ノ二		
	同上ノ三		
	同上ノ四		

県一覧表」を初出とし、その後、明治 14 年から「茨城県統計表」として集計がはじまる。ただし、第 1 回・4 回・17 回は 2 年分の合冊である。

明治 17 年の内務省達で統一が図られた「府県統計書」は、「函館、沖繩、札幌、根室ノ四県ヲ除ク」かたちで全国に発布された。その際の様式にしたがって収録項目および各細項目を示したものが表 4 である。

「府県統計書」は明治 26 年に廃止されたが、その後も各府県はその刊行を同形式で刊行し続けた。上掲の茨城県統計書では明治 27 年から「茨城県統計書」と改称されているのは、これを反映している。

このような「府県統計書」については経済学などの分野で早くから注目されていた。いち早く国立国会図書館が各「府県統計書」について所在調査を行い、昭和 33 年に目録を刊行した。その後、東京大学経済学部図書室が蔵本目録を昭和 40 年に刊行し、その全貌が明らかになると、雄松堂のマイクロ・フィルムによる復刻を経て研究への利用がさらに容易となった。国立国会図書館近代デジタルライブラリーでは、府県統計書の web 公開を行っている。茨城県を一例にあげれば、明治 18～22、25～43 年までの茨城県統計書が 20 冊合本という形で国立国会図書館に残され、公開されている。

ただし、各県の府県統計書の記載状況は、必ずしも徹底されていない。たとえば、小野寺淳（1988）は、府県統計書に記された港湾と河岸について、各県の記載状況を確認している。これによれば、秋田、山形などをはじめ 17 県において、「府県統計書様式」に定められた項目にも関わらず、港湾や河岸の情報が欠落しているという。「府県統計書」の利用上の限界を示しているものといえよう。

現在、「歴史地域統計データ」には、茨城県（明治 22、26～35 年）、東京府（明治 21、22、24、29～31、43 年、大正 1～5 年）、埼玉県（明治 23、25、30、35～37、40 年）、神奈川県（明治 30、36、40 年）を公開し、順次更新中である。なお、ダウンロードデータは統計書に掲載されている全データを収録しているわけではなく、郡・市区町村と関連づけられている「地理行列」のみとなっている。また、府県毎や年毎で収録項目や単位地域に差異があることに注意を要する。

IV 農商務省主導による統計—「府県勸業年報」について—

内務省の「府県統計書」に対して、農商務省の調査系統をひくものに「府県勸業年報」があげられる。「歴史地域統計データ」には収録されていないが、人文地理学をはじめ、諸方面で活用されてきた明治期の資料群であり、前章の「府県統計書」との関連も指摘されていることから、本稿で取り上げておきたい。

「府県勸業年報」は、内務省勸農局（農商務省の前身）の「農事通信仮規則」（明治 10 年 11 月 26 日付）にもとづいて各府県が調査した事項をまとめたものに端を発しており、多くの府県で明治 11 年から刊行され始め、明治 16 年の「農商務通信規則」（明治 16 年 12 月 28 日付農商務省達 21 号）に至って本格化した。府県単位で集計されている産業統計として

は、規模の点でも、調査項目の詳細さの点でも「府県統計書」に匹敵する大規模な資料群である。ただし、府県によっては「農商工年報」「臨時年報」などの名称を用いた例もあり、その名称は一様ではない。

表5は、茨城県における「勸業年報」の発刊および所蔵状況を示している。明治14年ごろから継続的な刊行が開始される。ただし、明治16～21年発刊の年報は、「農商務省図書類別目録」に発刊の事実が記載されているだけで、それらの現存は今日まで確認されていない。「府県統計書」は明治26年に廃止され、法的な明文規定がなくなったのち、明治30年代に入ると、「府県勸業年報」を廃刊して、「府県統計書」を分冊化し、その勸業編に吸収統合されるようになる。茨城県も例にもれず、明治31年の発刊を最後に「府県統計書」の産業の部に統合される。

このような特徴を有する「勸業年報」の資料的価値については、「府県統計書」と比すると注目の度合いが低かった。とくに「府県勸業年報」がもっとも集まっていたと思われる農商務省の所蔵図書館が明治36年の火災で焼けたため、その残存率は極端に低い状況にある。このため、これらの意義についての検討は、後年まで待たなくてはならなかった。

「勸業年報」に関して本格的な調査に着手したのは、一橋大学経済研究所・日本経済統計文献センターである。同センターは、東京の主要機関を対象としてその所蔵状況を調査し、昭和41年に目録を刊行している（一橋大学経済研究所編1966, 1980, 1982）。とくに、「勸業年報」の全体像がわかる『農商務省図書類別目録、和書之部、第一輯（明治33年12月調）』との対比は、「府県勸業年報」の発刊と現存状況との整合性を示す重要な成果である。

また、松田芳郎（1978）は、「北海道勸業年報」と「北海道庁統計書」に記載された工業生産額を比較

表5 茨城県における「勸業年報」の発刊・所蔵状況

名称	号・回	発行年	冊数	所蔵機関
茨城県勸業雑誌	3-27号	—	2	—
茨城県勸業雑誌	2-46号	—	5	—
茨城県勸業雑誌	1-46号	—	5	—
茨城県勸業臨時報告		明治21年	1	国会図書館近代デジタルライブラリで公開中
茨城県勸業臨時報告		明治22年	3	国会図書館近代デジタルライブラリで公開中
茨城県勸業年報		明治14-15	2	一橋大ほか
茨城県勸業年報	3-8回	明治16-21	5	—
茨城県勸業年報	1-5回	—	5	—
茨城県勸業年報	7.8回	明治20	2	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	9回	明治21	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	9回	明治22	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	10回	明治23	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	10回	明治23	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	11回	明治24	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	12回	明治25	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	13回	明治26	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	14回	明治27	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	15回	明治28	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	16回	明治29	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	17回	明治30	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	18回	明治31	1	国会図書館ほか

このあとは、府県統計書に併合・産業の部となる。

藤原正人編『明治前期産業発達史資料 別冊(8)Ⅱ農商務省図書類別目録(Ⅱ)』明治文献資料刊行会、1965。および一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター編『府県勸業年報所在目録(特殊文献目録シリーズ2)』一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター、1966。より作成。—は不明を意味する。

し、この分野については前者の統計を基礎統計とみるべきであると結論づけた。同じように西川俊作（1979）も「山口県勸業年報」と「府県統計書」を比べ、後者は過少評価されていると指摘した。こうした成果をうけて、近年では「府県統計書」の勸業事項は各府県の勸業課に照会して作成された二次統計であり、府県勸業年報が基礎的な統計であるとの評価が定着しつつある。

V むすびにかえて

明治期の統計資料は、前章まで取り上げてきた以外にも数多く存在する。それらは、それぞれ固有の特徴を持ち、項目や集計単位の意味を十分に踏まえた利用が求められている。

明治期を対象とした既往の地理学的研究においては、そうした作業をふまえて、人口統計資料と併用して研究が進められてきた。本稿ではこれらについて詳細に取り上げなかったが、すでに1978年に刊行された『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の2）』の第8・9章および高橋（1980）などによってそれらの検討が進んでいる。

地理学的研究における人口統計資料の利用は、大きく2つに分けられる。1つは人口の地域的展開（人口規模や人口分布など）や人口移動など、人口動向そのものの解明を目的とする場合、他方は各種の指標を当該地域の人口（戸数）で除し、比率を求める場合である。

「歴史地域統計データ」にも1872年（明治5）から1886年（明治19）にかけて発行された内務省や総理府統計局の系統をひく人口統計が収録され、それらは「明治期日本全国人口統計データ」と総称している。他にも同様に収録されている「明治33年日本帝国人口動態統計」は、府県を単位地域として、婚姻、離婚、出生、死産、死亡を性別や年齢別に記録した統計である。

このほか、伊藤（1983）が「明治大正期日本の都市成長」の中で利用した文部省年報に収録されている「人口一万以上都邑学事統計表」、さらに黒崎（1966）が人口の都市集中に関する論考の中で取り上げた「市街名邑町村二百戸以上戸口表」や官報号外所収の「地方別市町村人口表」なども明治期の人口統計資料といえる。本稿で取り上げた各種統計の中にも、人口に関するものが含まれる。ただし、明治期の人口統計資料の都市人口算出については注意が喚起されている。それは、寄留人口についてである。この点については従来から検討があり、とくに伊藤（1983）に詳しい。伊藤の説明に依拠して、その問題点を要約すれば、次のとおりである。

国勢調査以前の静態人口には、本籍人口と現住人口の2種類がある。前者は、戸籍の所在地の人口であり、後者は本籍地から出寄留人口を差し引き、入寄留人口を加えたものである。寄留とは、本籍地以外に90日以上居住することをいう。静態人口は、1872年のみ調査され、あとは全て届け出によって把握されたため、現住人口の過大誤差を生み出すこととなった。誤差は極めて大きく、本来、出入寄留人口の総数は、全国規模で見れば、一致すべきであるが、1898年（全国）170万人、1903年190万、1908年240万人も入寄留人口が出寄留人口を超過している。そこで、行政もこの種の人口を整理するために、寄留

整理を行う。1915年に寄留法を施行し、第5回の人口静態調査（1918年）の直前には関係官庁をあげて寄留整理が行われた。したがって、1915～1918年までの人口統計についても注意が必要である。

明治期の統計資料は、利用にあたり配慮すべき点が少なくないが、項目の豊富さ、統計の長期的残存性など魅力的な点も他方で多い。今後、「歴史地域統計データ」などのようなシステムの拡充や利用データの充実などと並行して、歴史地理学的な研究の深化が期待される。

参考文献

- 伊藤繁 1983. 明治大正期日本の都市成長. 安場保吉, 齊藤修編『プロト工業化期の経済と社会: 国際比較の試み』305-336. 日本経済新聞社.
- 上江洲朝彦・村山祐司・尾野久二 2006. 行政界変遷データベースの構築—1889年(明治22)から2006年(平成18)まで—. 地理情報システム学会講演論文集 15: 185-188.
- 梅村又次・高松信清・伊藤繁 1983. 『長期経済統計—推計と分析—13 地域経済統計』東洋経済新報社.
- 小野寺淳 1988. 河川交通に関する明治期統計資料の検討. 歴史人類(筑波大学)16: 67-91.
- 黒崎千晴 1966. 近代化・都市化の一側面—人口の都市集中を中心として—. 社会科学討究 31 (11-3): 1-51.
- 黒崎千晴 1989. 明治前期の土浦. 土浦市立博物館紀要第1号: 1-14.
- 末尾至行 1962. 「共武政表」の水車統計とその吟味. 人文地理 14-5: 94-102.
- 末尾至行 1987. 「徴発物件一覧表」の水車統計にみる利水状況. 歴史地理学会編『治水・利水の歴史地理』85-110. 古今書院.
- 総理府統計局図書館編 1981. 『総理府統計局図書館 都道府県統計書目録 昭和56年3月現在』総理府統計局図書館.
- 高橋益代 1980. 明治期を中心にみた日本の人口統計資料について. 経済資料研究 14: 14-31.
- 永井 和 1985. 人員統計を通じてみた明治期日本陸軍(1)『陸軍省年報』『陸軍省統計年報』の分析. 富山大学教養部紀要(人文・社会科学篇)18(2): 27-52.
- 西川俊作 1979. 長州・山口県の産業発展. 新保博・安場安吉編『近代移行期の日本経済』29-48. 日本経済新聞社.
- 一橋大学経済研究所編 1966. 『府県勸業年報所在目録(特殊文献目録シリーズ2)』一橋大学経済研究所.
- 一橋大学経済研究所編 1977. 『統計資料マイクロ・フィルム目録 第1巻』一橋大学経済研究所.
- 一橋大学経済研究所編 1978. 『統計資料マイクロ・フィルム目録 第2巻』一橋大学経済研究所.

- 一橋大学経済研究所編 1980. 『明治期における府県総括統計書書誌—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書(1)』一橋大学経済研究所.
- 一橋大学経済研究所編 1981. 『統計資料マイクロ・フィルム目録 第3巻』一橋大学経済研究所.
- 一橋大学経済研究所編 1982. 『明治期における府県総括統計書書誌—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書(6)』一橋大学経済研究所.
- 一橋大学経済研究所編 1987. 『統計資料マイクロ・フィルム目録 第4巻』一橋大学経済研究所.
- 藤田和史・村山祐司・森本健弘・山下亜紀郎・渡邊敬逸 2005. 東京圏における人口変化(明治-現在)の空間分析：1891年徴発物件一覧表およびDEMデータを用いて. 地理情報システム学会講演論文集14：61-66.
- 藤原正人編 1965. 『明治前期産業発達史資料 別冊(8) II農商務省図書類別目録(II)』明治文献資料刊行会.
- 細谷新治編 1978. 『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇(上の2)』一橋大学経済研究所・日本経済統計文献センター.
- 松田芳郎 1978. 明治初期の「勸業」統計の夜明け—「府県統計書」と「勸業年報」. 統計29-11.
- 村山祐司・渡邊敬逸 2007. 歴史地域統計データの整備と今後の課題. 人文地理学研究31：115-132.
- 村山祐司 1996. インターネット(WWW)による明治期地域統計検索・地図表示システム. 多目的統計データバンク年報(筑波大学社会工学系)72：69-79.
- 村山祐司 1997. インターネットによる歴史統計GISの構築. 多目的統計データバンク年報(筑波大学社会工学系)73：99-109.
- 渡邊敬逸・村山祐司・森本健弘・山下亜紀郎・藤田和史 2007. 『明治24年徴発物件一覧表』にみる明治中期の地域構造：中央日本を事例として. 地理情報システム学会講演論文16：217-220.
- 渡邊敬逸・村山祐司・藤田和史 2008. 「歴史地域統計データ」の整備とデータ利用—近代日本を中心として—. 地学雑誌117(2)：370-386.